

○財務省告示第三百四十五号

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成三十年十二月三十日から適用する。

平成三十年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量を定める件（平成三十年三月財務省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正

後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成三十一年度における、第一号に係る輸入基準数量及び第一号に係る協定対象外輸入基準数量並びに第二項に係る輸入基準数量及び第二項に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。</p>	<p>関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十九年までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成三十一年度における輸入基準数量を次のように告示する。</p>

一 第一号に係る輸入基準数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ・ロ 「略」

ハ 平成二十九年までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数

量 七十九万二千二百二十六トン

二 第一号に係る協定対象外輸入基準数量に関し、平成二十九年までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの第一

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ・ロ 「同上」

ハ 平成二十九年までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数

量 七十万七十三トン

項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量

五十二万八千九百十九トン

三 第二項に係る輸入基準数量

九十七万三千三百五十七トン

四 第二項に係る協定対象外輸入基準数量

六十二万三百二十五トン

二 平成三十年度における輸入基準数量

八十五万四千六百三十七トン

備考 表中の「」の記載は注記である。